

のじり 生涯学習講座

かんたんケーキ作り講座

■日程(全4回) 5月～8月(月1回)

・9時30分～12時

■講師：大角安子氏

■費用

・(受講料) 500円

・(材料費)

※4回で2,500円

押し花アート講座(初級)

■日程(全4回) 6月～7月(月2回)

・10時～11時30分

■講師：小野麗子氏

■費用

・(受講料) 500円

・教材4回で2,500円

※6点の小物を作成します。

腰痛・膝痛予防運動

&正しい歩き方教室

■日程(全8回) 5月～9月

・13時30分～15時

■講師：木切倉良昭氏

■費用(受講料)

1,000円

■対象(各講座定員15名) 市内在住の方

■共通事項

■開催場所 野尻庁舎、葉草地域作物センター、または保健福祉センター

■申込締切 4月25日(月曜日)

●申・問

・野尻庁舎教育部野尻分室

Tel.44・1100



生涯学習 勤労青少年ホーム講座

■日程(全8回) 5月18日～7月6日

毎週水曜 20時～21時

■費用(受講料)

1,000円

小物づくり講座(コサージュ他)

(定員10名)

■日程(全4回) 5月17日～6月7日

毎週火曜 19時～20時30分

■費用(受講料・材料費)

2,500円

■共通事項

■対象 市内に在住または勤務しているおむね40歳までの方

■共通事項

■対象

■共通事項

※右記以外の方も受け付けますが、対象者を優先し、申込多数の場合は、抽選を行います、結果は後日通知します。

■開催場所 小林中央公民館

■申込締切 5月10日(火曜日)

■受付時間 月曜～金曜 9時～17時

土曜、日曜、祝祭日を除く。

●申・問

・小林中央公民館

Tel.22・3482

新規受講 介護予防推進員

市では、介護予防を必要とする人たちのお手伝いをする「介護予防推進員」を養成しています。介護予防の知識や方法などを学び、地域で介護予防を推進する活動に参加してみませんか。

■対象：小林市内に在住の方

■応募資格

2日間の受講に参加可能で、受講後に介護予防教室に参加でき、会場までご自身で行ける方

■活動内容

介護予防教室等への協力

と、介護予防普及啓発

■日程(全2回) 4月28日(木曜日)

9時30分～12時

・5月13日(金曜日) 9時～11時30分

■開催場所・講義内容

◆1日目：小林市地域包括支援センター大会議室(市役所第4別館)

◆2日目：小林市市民体育館

◆3日目：小林市市民体育館

◆4日目：小林市市民体育館

◆5日目：小林市市民体育館

◆6日目：小林市市民体育館

◆7日目：小林市市民体育館

◆8日目：小林市市民体育館

◆9日目：小林市市民体育館

◆10日目：小林市市民体育館

◆11日目：小林市市民体育館

◆12日目：小林市市民体育館

◆13日目：小林市市民体育館

◆14日目：小林市市民体育館

◆15日目：小林市市民体育館

◆16日目：小林市市民体育館

◆17日目：小林市市民体育館

◆18日目：小林市市民体育館

◆19日目：小林市市民体育館

◆20日目：小林市市民体育館

◆21日目：小林市市民体育館

◆22日目：小林市市民体育館

◆23日目：小林市市民体育館

◆24日目：小林市市民体育館

◆25日目：小林市市民体育館

◆26日目：小林市市民体育館

◆27日目：小林市市民体育館

◆28日目：小林市市民体育館

◆29日目：小林市市民体育館

◆30日目：小林市市民体育館

◆31日目：小林市市民体育館

◆32日目：小林市市民体育館

◆33日目：小林市市民体育館

◆34日目：小林市市民体育館

◆35日目：小林市市民体育館

◆36日目：小林市市民体育館

◆37日目：小林市市民体育館

◆38日目：小林市市民体育館

◆39日目：小林市市民体育館

◆40日目：小林市市民体育館

◆41日目：小林市市民体育館

◆42日目：小林市市民体育館

◆43日目：小林市市民体育館

◆44日目：小林市市民体育館

◆45日目：小林市市民体育館

◆46日目：小林市市民体育館

◆47日目：小林市市民体育館

◆48日目：小林市市民体育館

◆49日目：小林市市民体育館

◆50日目：小林市市民体育館

◆51日目：小林市市民体育館

◆52日目：小林市市民体育館

◆53日目：小林市市民体育館

◆54日目：小林市市民体育館

◆55日目：小林市市民体育館

■目的 相互理解や交流を深め、国際性を養う。

■内容 ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験など

■派遣先 米国・英国・豪州・カナダ・シンガポール・サイパン・カンボジア・フィジー

■日程(8日～18日間) 7月23日(土)

～8月14日(日)

■対象：小3～高3

■説明会 5月15日(日曜) 13時30分～15時

福岡県福岡市博多区博多駅前4・14・1

■参加費 深見ビル地下B会議室

Tel.092・4111・4860

FAX.25・0708

◆2日目：小林市市民体育館

◆3日目：小林市市民体育館

◆4日目：小林市市民体育館

◆5日目：小林市市民体育館

◆6日目：小林市市民体育館

◆7日目：小林市市民体育館

◆8日目：小林市市民体育館

◆9日目：小林市市民体育館

◆10日目：小林市市民体育館

◆11日目：小林市市民体育館

◆12日目：小林市市民体育館

◆13日目：小林市市民体育館

◆14日目：小林市市民体育館

◆15日目：小林市市民体育館

◆16日目：小林市市民体育館

◆17日目：小林市市民体育館

◆18日目：小林市市民体育館

◆19日目：小林市市民体育館

◆20日目：小林市市民体育館

◆21日目：小林市市民体育館

◆22日目：小林市市民体育館

◆23日目：小林市市民体育館

◆24日目：小林市市民体育館

◆25日目：小林市市民体育館

◆26日目：小林市市民体育館

◆27日目：小林市市民体育館

◆28日目：小林市市民体育館

◆29日目：小林市市民体育館

◆30日目：小林市市民体育館

◆31日目：小林市市民体育館

◆32日目：小林市市民体育館

◆33日目：小林市市民体育館

◆34日目：小林市市民体育館

◆35日目：小林市市民体育館

◆36日目：小林市市民体育館

◆37日目：小林市市民体育館

◆38日目：小林市市民体育館

◆39日目：小林市市民体育館

◆40日目：小林市市民体育館

◆41日目：小林市市民体育館

◆42日目：小林市市民体育館

◆43日目：小林市市民体育館

◆44日目：小林市市民体育館

◆45日目：小林市市民体育館

◆46日目：小林市市民体育館

◆47日目：小林市市民体育館

◆48日目：小林市市民体育館

◆49日目：小林市市民体育館

◆50日目：小林市市民体育館

生活

債権還付 大浦株(都城大丸)が発行元の商品券の還付手続き

大浦株式会社(都城大丸)が発行した商品券の保有者に対して、九州財務局において、資金決裁に関する法律に基づき以下のとおり、発行保証金の還付手続きを行います。

■申出期限 平成23年6月6日(月曜)

■申出方法 郵便での申出を希望される場合

■宛先 〒860・8585

熊本市春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎

■必要書類

1、申出書

※九州財務局ホームページからダウンロードまたは市民課人権協働グループ窓口

2、大浦株式会社(都城大丸)が発行元の商品券

(商品券、お買い物クーポン券、プレミアムお買い物物券、全国百貨店共通商品券)

3、返信用封筒(80円切手を貼付し、返信先を明記)

九州財務局宮崎財務事務所 理財課での直接申出を希望される場合

■場所 宮崎県通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎

■受付時間 9時～12時、13時～17時

(土日曜日及び祝日を除く)

■必要書類

1、大浦株式会社(都城大丸)が発行元の商品券

2、印鑑(朱肉を使用するもの、シヤチハタ不可)

3、申出書は、その場で直接記入します。

※なお、商品券保有者以外の人が申し出をする場合は、委任状が必要

■都城市の現地受付場所での申出を希望される場合

■日時 4月19日(火曜)

～4月26日(火曜)

(土日曜日含む)

■場所 都城市総合文化ホール

(都城市北原町1106番地100)

■必要書類

1、大浦株式会社(都城大丸)が発行元の商品券

2、印鑑(朱肉を使用するもの、シヤチハタ不可)

3、申出書は、その場で直接記入します。

※なお、商品券保有者以外の人が申し出をする場合は、委任状が必要

■都城市の現地受付場所での申出を希望される場合

■日時 4月19日(火曜)

～4月26日(火曜)

(土日曜日含む)

■場所 都城市総合文化ホール

(都城市北原町1106番地100)

■必要書類

1、大浦株式会社(都城大丸)が発行元の商品券

2、印鑑(朱肉を使用するもの、シヤチハタ不可)

3、申出書は、その場で直接記入します。

※右記以外の方も受け付けますが、対象者を優先し、申込多数の場合は、抽選を行います、結果は後日通知します。

■開催場所 小林中央公民館

■申込締切 5月10日(火曜日)

■受付時間 月曜～金曜 9時～17時

土曜、日曜、祝祭日を除く。

●申・問

・小林中央公民館

Tel.22・3482

新規受講 介護予防推進員

市では、介護予防を必要とする人たちのお手伝いをする「介護予防推進員」を養成しています。介護予防の知識や方法などを学び、地域で介護予防を推進する活動に参加してみませんか。

■対象：小林市内に在住の方

■応募資格

2日間の受講に参加可能で、受講後に介護予防教室に参加でき、会場までご自身で行ける方

■活動内容

介護予防教室等への協力

九州電力より 新燃岳の噴火で被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置

新燃岳の影響により、被災した方から申し出があった場合に特別措置を講ずることとなりました。

■特別措置の内容

◆1、2、3月分の早期期間および支払期限を1ヵ月間延長

◆被災日が属する料金計算月の6ヵ月に限り、電機を全く使用されなかった月の電気料金を免除

◆臨時に電気を使用する場合、工事費を7月末まで免除

◆一時不使用になった設備の基本料金を7月末まで免除

◆その他措置がありますので詳しくは問い合わせください。

◆問い合わせ先

●問：九州電力都城営業所

Tel.0120・986・705

●問

・市民課人権協働グループ

Tel.23・1141

(内線32、33)

●問

・市民課人権協働グループ

Tel.23・1141

(内線32、33)

●問

・市民課人権協働グループ

Tel.23・1141

(内線32、33)

●問

・市民課人権協働グループ

Tel.23・1141

●問

・市民課人権協働グループ

Tel.23・1141

(内線32、33)

●問

・市民課人権協働グループ

Tel.23・1141

(内線32、33)